

平成27年度茂原市の教育方針及び重点施策

本市では、『ゆたかなくらしをはぐくむ「自立拠点都市」もばら』を将来都市像とし、平成23年から32年までを計画期間とする後期基本計画を策定しています。

茂原市教育委員会では、後期基本計画に基づき、「次代を担う子どもたちを育て、すべての人が生涯を通し学習していくまち」を基本テーマとして各種施策の展開を図ってまいります。

特に、国際化や少子高齢化及び高度情報化の進展、また地方分権が進むなか、教育に対する期待も益々大きくなってきています。そこで教育委員会は、「人づくり」を中心的課題として捉え「茂原の文化を創る心豊かな人づくり」を目標に、平成27年度茂原市の教育方針及び重点施策を次のように定めます。

なお、施策の推進にあたっては、関係機関をはじめ関係団体等との連携を密にするとともに、家庭、学校、地域社会が一丸となり、広く市民の協力を得ながら、教育の充実と文化の向上に努めます。

第1節 生涯学習

来るべき新しい時代に生きる市民が、自らの意志で様々な学習活動に取り組むことを通じて人間を磨き、生きがいをはぐくみ、豊かな人間関係を醸成しながら活力に満ち、充実した生活の実現を目指します。そのため、「楽しく学び、いきいきとふれあう、活力あふれる市民生活の創造」を基本理念に、行政と市民が一体となって、心の豊かさを実感できる生涯学習を推進します。

1 生涯学習の推進

- (1) 第2次茂原市生涯学習推進計画に基づき、生涯学習推進協議会を活用することで、全庁的な推進体制の充実を図ります。
- (2) 事務委任を受けた東部台文化会館をはじめとする生涯学習関連施設、国・自治体や文化・スポーツ施設など、関連機関や団体等と密接な連携を図り、市民の学習要求に対応できるよう協力体制を整備します。
- (3) 小中学生が自分の育った茂原市について学ぶ「茂原学」の提供に努めます。

2 学習機会の充実

- (1) 市民カレッジや大学の公開講座を開催し、市民ニーズに対応した学習機会の提供に努めます。
- (2) 市民の要望に応じて、市職員が講師となり、市民生活に必要な知識や情報を提供する職員出前講座の普及を図ります。

3 生涯学習支援システムの整備

- (1) 生涯学習情報紙「ハロータウン」、生涯学習ガイドブック、広報もばらにより生涯学習に関する情報提供に努めます。
- (2) 生涯学習を担う指導者の確保と周知に努めます。

- (3) 公民館をはじめ各学習施設は、学習情報の提供や学習相談、学習事業を研究開発するなど、総合的に学習者を支援できる推進機能の充実を図ります。
- (4) 学社融合の一層の推進に努めます。
- (5) 子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの豊かな感性・情緒を育む読書活動を推進します。

第2節 幼児期教育

豊かな感性と思いやりの心を育み身体の健やかな成長を図るため、幼児の主体的な活動を促し、遊びを通しての総合的な指導の充実に努めるとともに、一人ひとりの発達に応じた幼児期教育の推進に努めます。また、少子化社会への対応を進めるため、幼稚園機能を生かした子育て支援事業を推進し、保護者や地域のニーズに応えるよう努めます。さらに、私立幼稚園に対する助成を実施し、公立・私立のバランスのとれた幼児期教育の振興を図ります。

1 幼児期教育の充実

- (1) 幼稚園等の施設・遊具の改善、修繕など、適切な維持管理に努めます。
- (2) 基礎的な資質や能力の育成を重視した教育課程を編成し、豊かな人間性を培う教育の推進に努めます。
- (3) 小学校への円滑な接続を図るための、幼小連携の体制づくりを推進します。
- (4) 支援を必要とする幼児のニーズに合った支援体制作りや関係機関との連携を推進します。
- (5) 職員の資質向上とチーム保育の推進に努めます。
- (6) 子育て支援事業を実施するとともに地域に開かれた幼稚園づくりに努めます。
- (7) 幼保一元化を見据え、幼稚園及び保育所の連携の推進に努めます。
- (8) 安全で快適な園生活が送れるよう、施設などの環境整備に努めます。
- (9) 教材備品の充実に努めます。
- (10) 私立幼稚園の保護者負担の軽減に努めます。
- (11) 幼稚園の適正規模基準を定めるとともに4園の適正化について検討します。

第3節 学校教育

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、それらを活用する学習活動を充実させることにより、思考力・判断力・表現力を育み、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動できる「生きる力」を育てる教育を推進します。

また、学校と地域との連携を強めながら地域に開かれた学校づくりを一層推進し、様々な学校活動に地域の協力と意見が反映できるよう、学校評議員制度や学校支援ボランティア制度の充実を図ります。地域全体で子どもたちの健全な成長を担う環境づくりを推進します。

1 教育環境の整備

- (1) 校舎・体育館等の耐震補強を年度内に完了させるとともに、学校施設の整備・修繕等を行い施設の安全性の確保を図ります。
- (2) 教育施設、建築設備の安全点検を定期的に行い、児童生徒・利用者の安全確保に努めます。
- (3) 小中学校の適正規模基準を定めるとともに、適正配置について検討します。
- (4) 教材備品の充実に努めます。
- (5) 小中学校等の遊具の改善や修繕など、適切な維持管理に努めます。

2 通学環境の整備

- (1) 通学路の安全点検に努めます。

3 教育内容の充実

- (1) 特色ある学校経営と創意ある教育課程の編成に努めます。
- (2) 高度情報化、国際化など社会の変化に対応した教育の推進に努めます。
- (3) 豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成に努めます。
- (4) 地域との連携を深め、地域に開かれた学校づくりに努めます。
- (5) 道徳教育及び生徒指導の充実と教育相談体制の確立に努めます。
- (6) 望ましい勤労観・職業観の育成を図るキャリア教育の推進に努めます。
- (7) 本に親しむ意欲と態度を育成する読書活動の充実に努めます。
- (8) 各教科及び総合的な学習の時間や特別活動において、多様な体験活動の推進に努めます。
- (9) 健康・安全教育の推進に努めます。
- (10) 防災教育の充実に努めます。
- (11) 奨学資金貸付制度の適正な運用に努めます。

4 特別支援教育の充実

- (1) 特別支援教育の推進と適切な就学指導の充実に努めます。
- (2) 子どもの実態に則して特別支援教育支援員を配置し、必要な支援に努めます。
- (3) 担当指導主事を増員し、教育相談の充実に努めます。

5 教職員の資質の向上

- (1) 教職員の資質向上を図り学習指導の充実に努めます。

6 学校給食の充実

- (1) 学校給食の充実及び食育の推進に努めます。
- (2) 学校給食施設のあり方について検討を進めます。

第4節 社会教育

身近な生涯学習の場である公民館等の社会教育施設において利用者の立場に立った施設運営や整備に努め、地域における学習・交流の拠点として、活力と潤いのある社会教育を推進します。また図書館においては、指定管理者と連携を図り、資料・情報の提供を推進します。社会教育関係団体については、育成・活動を支援し、指導者の発

掘および育成を推進します。

1 社会教育施設の整備

(1) 社会教育施設の整備を図り、設備等の充実に努めます。

2 社会教育の振興

(1) 多様化・高度化する学習ニーズに応じるため、学習機会の拡充を図るとともに、楽しく学べる学級講座の充実に努めます。

(2) 学習成果発表機会の提供に努めます。

(3) 家庭教育学級の充実に図るとともに、地域の教育力の活性化に努めます。

(4) 社会教育関係団体の育成と活動の強化に努めます。

(5) 読書活動の推進のため、団体育成と各種講座の充実に努めます。

(6) ブックスタート事業を継続実施し更なる充実に努めます。

(7) インターネットにより図書の出借の利便を図るとともに、ニーズに応じた情報の収集や提供に努めます。

第5節 スポーツ・レクリエーション

「いつでも、どこでも、だれでも」を合言葉に、市民ひとり1スポーツをめざして気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。また、指導者の有効活用及び団体の育成を図るとともに情報の提供に努め生涯スポーツを推進します。さらに、平成28年度に事業の実施を目指し、(仮称)「茂原市スポーツ推進計画」を策定します。

1 スポーツ環境の充実

(1) スポーツ施設の整備に努めます。

(2) スポーツ施設のネットワーク化の推進に努めます。

2 スポーツ・レクリエーションの振興

(1) スポーツ教室・スポーツ大会の充実に努めます。

(2) スポーツ団体の育成に努めます。

(3) スポーツ指導者の有効活用に努めます。

(4) スポーツ推進委員会を中心に軽スポーツの普及振興に努めます。

(5) スポーツ情報の提供に努めます。

第6節 市民文化

芸術文化の振興については、文化祭をはじめとした各種芸術文化事業を実施し、市民に享受できる機会を提供するとともに、各種芸術文化団体の充実と市民文化の振興を図ります。

文化財で貴重なものは、指定文化財として保護・保存し後世に伝えるとともに、出土遺物の適切な整理・保管・活用を図り、文化財保護思想の普及を推進します。また、後世に市の歴史を継承することを目的に市史の編纂を推進します。

1 文化環境の整備

- (1) 市民が身近な場所で活動できるよう、美術館・郷土資料館をはじめ各施設との連携を深め、情報交換、施設の有効利用に努めます。

2 芸術文化の振興

- (1) 文化協会の組織充実と連携を図り、文化祭を開催することで市民の文化活動の意欲向上に努めます。
- (2) 親しみのある美術館・郷土資料館づくりとともに、優れた美術品を鑑賞する機会の提供に努めます。
- (3) 市民の音楽・観劇鑑賞や小中学生の音楽鑑賞教室などの芸術・文化に触れる機会の提供に努めます。

3 伝統・文化の維持継承

- (1) 文化財の保護・保存を図り、文化財に対する理解を深め、郷土愛の育成に努めます。
- (2) 文化財を美術館・郷土資料館に展示し、広く市民に公開するよう努めます。
- (3) 郷土芸能発表会などを開催し、伝統芸能保存団体の活動を支援するとともに後継者の育成に努めます。
- (4) 市制施行70周年の市史発刊を目指します。

第7節 青少年健全育成

次代を担う青少年の健全な育成を目指して、広く地域住民の協力を得ながら様々な活動を展開し「心身ともに健やかでたくましい」青少年を育成するための活動を推進します。

また、青少年の非行防止や青少年に有害な社会環境の浄化を推進します。

1 青少年健全育成の充実

- (1) 青少年育成茂原市民会議及び青少年相談員活動の充実を図り、青少年の健全育成体制の整備と機能促進に努めます。
- (2) 子ども会等を通して青少年の奉仕活動・体験活動の推進に努めます。
- (3) 夏休みの子どもの安全・安心な居場所づくりと異学年交流を目的に放課後子ども教室推進事業の充実に努めます。
- (4) 青少年指導センターと関係機関との連携を密にし、非行防止や環境浄化に努めます。
- (5) 携帯電話にひそむ危険性の理解と有害情報から身を守る方法の普及を図り、事故防止に努めます。